

## 令和6年度第1回羽島市まちづくり基本条例推進委員会会議要旨

日 時	令和7年2月13日（木）14時00分～15時30分
場 所	羽島市役所 4階 第1委員会室
出席者	<p>（委員）出席者5名  今井良幸委員長、田内重三副委員長、二村玲衣委員、加藤隆康委員、栗本静子委員</p> <p>（事務局）出席者6名  松井市長、伊藤市民協働部長、北垣市民協働課専門官、富田市民協働課長、奥村同課課長補佐、松尾同課主査</p> <p>（傍聴）傍聴者2名</p>
内 容	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 市長あいさつ</b></p> <p><b>3 委員長、副委員長の選出</b>  委員長 今井良幸委員  副委員長 田内重三委員 選任</p> <p><b>4 協議事項</b>  <b>まちづくり基本条例の見直しについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より資料に基づき説明</li> </ul> <p>事務局より、見直しの検証に係る資料を提示。  条文ごとに検証し、すべての条文において「見直しの必要なし」と判断したことについて、根拠説明を行った。</p> <p><b>【意見・質疑】</b></p> <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第14条に関連し、自治会の加入率が71.42%とあるが、自分の地区ではほぼ100%に近い。個人的な感覚として加入率はもう少し高いと考えるが、実際の状況はどうか。</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の加入率は、住民基本台帳上の世帯数を分母とし、自治会から報告される加入世帯数を分子として算出している。</li> <li>・例えば世帯分離により2世帯となっている場合でも、1世帯の加入で2世帯とも加入とみなしている自治会では1世帯と報告され、実際の加入率とは一致しないことがある。</li> </ul>

- ・実状に合わせて算出をすれば一時的に加入率が上がることも考えられるが、全国的に加入率は減少傾向にあり、長期的には数値は右肩下がりになることが予測される。
- ・自治会加入率は地域によって異なり、特に転入者の多い地域では加入率が非常に低い。
- ・本市では「自治会加入促進条例」を策定し、転入の際に庁内窓口で職員から自治会への加入とそのメリットを説明し、加入を促進している。
- ・一方で「自治会を無くしてほしい」「自治会の役員をやりたくない」といった声もあり、加入率の減少は深刻な課題である。
- ・本市は子育て世帯の転入が非常に多い。これらの世帯は子育てに関する行政情報を求めており、情報が掲載される広報紙を貰うために自治会に加入するケースもあった。しかし、最近では行政情報が市公式LINEなどSNSで発信されるようになり、必ずしも自治会に加入する必要はなくなったと感じる世帯もいる。
- ・SNSを利用した情報発信と従来の方法を組み合わせるなど、行政情報の伝達方法を多角的に検討する必要がある。

(委員)

- ・自治会に加入しない理由は何か。

(事務局)

- ・加入を希望しない世帯の大半は転入者である。
- ・転入者には子育て世帯が多く、地域活動に参加する必要がないと認識している世帯が増えていることは事実である。
- ・これらの世帯のうち、「子供会に加入しない」「行政情報はSNSで確認できるため自治会に入らなくても不都合はない」と考えている世帯が一定数存在するため、加入率の低下につながっていると考えられる。
- ・自治会担当課では、自治会加入のメリットに関する質問が多くある。
- ・特に子育て世帯がどのような点にメリットを感じるかを検討する必要があると考える。

(委員)

- ・条例全般から「大人によるまちづくり」であると感じた。
- ・今回の条例改正は不要であると考えるが、今後「子ども」という視点をどこかに組み込むと良いのではないかと考える。

- ・第3条の定義にある「市民」には年齢の記述はないため、子どもも含まれていると解釈している。
- ・岐阜県では令和7年度から「こども計画」が策定される予定であり、羽島市にも同様の計画があると考え。その計画を踏まえた条例とし、子どもを含めた市民全体でまちづくりを担うような内容が望ましいと考える。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり、子どもに関する視点について検討が必要である。
- ・子どもに関して同条例に含めるべきか、別の条例として策定すべきか、教育委員会との協議や情報収集等を行い、子どもにとって望ましい対応を検討していきたい。

(委員)

- ・他自治体でも、子どもに視点を置いた検証を行っているところがある。
- ・その自治体では、小中学校で条例について考える機会を持つほか、小学生にも理解できるパンフレットを作成している。
- ・将来を担う子どもたちが、自分のまちに誇りを持ち、これからも住み続けたいと思えるような取組を進めていくことが良いと考える。

(委員)

- ・第11条に関連し、取組実績にある「地域担当職員制度」とは何か。

(事務局)

- ・市内全11箇所のコミュニティセンターに職員3～4名を配置し、地域のアドバイザーまたは会議のファシリテーターとして地域行事や会議に参加し、地域住民との信頼関係を築きながら地域の課題解決に向けてアドバイスや話し合いを行うことを目的としている。
- ・職員は地域からの要請に基づき派遣され、多い地域では年に10数回の活動に参加している。
- ・本制度は平成29年度から実施しており、現在大半の職員が経験している。
- ・職員は指導的な立場で参加することを目的としているが、実際には行事の準備や片付けなどの要員になり、行政側の意図とは異なる。

る役割となっていることが課題である。

(委員)

- ・同制度について、第3条の「協働」の定義にあるように、対等な立場で関わり、それぞれの特性や役割を認識し、共通の目的に向かって共に取り組むことが重要である。そのため、運用については今後も検討が必要であると考えます。

(委員)

- ・第15条に関連し、審議会等の公募委員の割合が3.6%と少ない理由は何か。

(事務局)

- ・審議会の中には公募委員を求めない会議も存在し、公募委員が属する審議会は全62審議会のうち18審議会である。
- ・公募委員を求める会議においても、会議全体の人数に対する公募委員の人数が規定されており、例えば10人の会議であれば公募委員は2人程度とする基準がある。このため、現状の数値は規定に基づいた適切なものであると認識している。
- ・広く市民の意見を反映することが本意ではあるが、公募委員の割合を増やすことについては、検討が必要である。

(委員)

- ・他自治体では、公募委員を無作為抽出する手法を採用している事例もある。これは、公募委員に立候補することが難しい心境を踏まえての手法と思われるが、成功事例か否かは把握していない。
- ・公募委員の選出方法について、このような事例も参考にしてもよいのではないか。

(事務局)

- ・当市は、過去に徹底した財政改革を目的に包括外部監査を実施し、全国でも高い評価を獲得した。この取組では、法人による事業仕分けを行い、無作為抽出した市民により、事業を存続すべきか否かを判断いただいた。この時に選出された市民の参加率は非常に高いものだった。
- ・その後、タウンミーティングを開催し、ゴミ処理場や市民病院の問題について議論を行ったが、開催頻度が高いため地域住民から人を集めることが大変であることから回数を控えてほしいという

要望もあった。

- ・ そのような状況の中でコロナ禍を迎え、現在は地域課題について意見交換をする場が設けられていない。

(委員)

- ・ 第23条の自然災害に関連し、羽島市では防災士を養成する講座などを実施しているのか。
- ・ 防災士の勉強をすることは市民としてとても役立つため、羽島市でも講習があるとよいと考える。

(事務局)

- ・ 当市は、岐阜県内の自治体の中でも防災士の有資格者が多くいる。
- ・ 防災士の助成事業として、資格取得に対して9割の補助を行ったことがある。この補助は条件付きで、資格取得後は地域で防災研究会を作り、そこで活動をしていただくというものであった。
- ・ この補助により有資格者が増加し、現在では有資格者が防災研究会にて市の補助なしに自立して各地域で活動を行っている。
- ・ 補助は時限的に行ったものだが、防災研究会の構成員が高齢化することも考えられるため、今後の動向を見ながら対応を検討していく。

(委員)

- ・ これまで実施した取組の中で、成果を上げられなかった点や改善が必要な点について、委員や市民の意見を参考にしながら、条例に基づいて対策を進めていく必要があると考える。

協議の結果「見直しの必要なし」とし、現行条文でパブリックコメントを実施することとなった。

## 5 閉会